事　　務　　連　　絡
令 和 ８ 年 11月 27日

別記団体　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床数適正化緊急支援事業における精神病床に関する申請期限の延長について
（情報提供）

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）宛てに送付しておりますので、情報提供いたします。

（別記）

公益社団法人　日本医師会
一般社団法人　日本病院会
公益社団法人　全日本病院協会
一般社団法人　日本医療法人協会
公益社団法人　日本精神科病院協会
公益社団法人　全国自治体病院協議会

事　　務　　連　　絡
令 和 ８ 年 11 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床数適正化緊急支援事業における精神病床に関する申請期限の延長について

平素より医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

病床数適正化緊急支援事業の申請期限につきましては令和８年９月１日付事務連絡にてご連絡しているところですが、「精神医療に関する地域医療構想検討ワーキンググループ」の検討状況を踏まえ、下記のとおり精神病床に関する申請期限を延長する旨、ご連絡いたします。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、各医療機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

１　第３回申請のスケジュール

○　医療機関から都道府県への申請期限
　延長後：令和９年１月 15 日（金）

○　都道府県から厚生労働省への提出期限
　延長後：令和９年２月 15 日（月）

２　留意事項

○　上記は精神病床に関する申請期限となり、一般・療養病床に関する申請期限は、令和８年９月１日付事務連絡にて連絡したとおり 11 月 30 日（月）となります。

○　延長後の申請期限については、確認等における対応期間が限られていることから、以下の点について留意すること。

・　申請書類の不備が解消されない限り、補助金の支給ができないため、申請にあたっては記載要領をよく確認いただき、不備のないようにすること。

・　都道府県から厚生労働省への提出については、令和９年２月 15 日の提出期限を待つことなく、準備が整ったものから順次提出すること。

【担当者】
厚生労働省医政局地域医療計画課
地域医療構想推進室　計画係
03－5253－1111（内線　2663）
E-mail byosyo-tekiseika@mhlw.go.jp